

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

改めてご報告させていただきます。

この度、「ジャパベン汐留店」にて、食中毒の事故を発生させてしまいました。
発症されたお客様とご家族、お勤め先の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

又、ジャパベンを日頃より、ご利用いただいておりますお客様、関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを重ねてお詫び申し上げます。
本日11月30日に、港区みなと保健所より、3日間の営業停止処分を受けましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

ジャパベン汐留店において、11月21日(月)に「働の内弁当(鶏弁/鮭弁)」をお召し上がりになられた複数のお客様に食中毒の症状が見られるとのこと指摘を受けました。港区みなと保健所の調査の結果、計21名(11月30日現在)のお客様に嘔吐、下痢、発熱などの症状を呈していること等から、当該の弁当を原因とする食中毒と判明いたしました。

2. 行政処分の内容

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 当該店舗 | : ジャパベン 汐留店 |
| (2) 処分の理由 | : 食品衛生法第6条第3号違反による |
| (3) 処分の内容 | : 営業の停止
2022年11月30日から12月2日までの3日間 |
| (4) 病因物質 | : 黄色ブドウ球菌 |

3. 今後の対応

当社では、この度の事態を厳粛に受け止め、本件の発生原因の特定と改善に取り組んでおります。なお、店舗の区画、設備・調理器具等の清掃、洗浄、消毒を徹底的に実施すると共に、今までの調理、作業基準を抜本的に見直し従業員の健康状態の徹底など適切な再発防止策を講じ、一層の衛生管理体制を再構築し、安全安心の確保に、全社一丸となって努めて参ります。
又、業務の改善が整う当面の間、営業を自粛させていただきます。

株式会社ウインウィンアソシエ
代表取締役 宮内浩次

本件に関するお問合せは、何卒、下記までお願い致します。

本社 株式会社ウインウィンアソシエ TEL: 0120-138-889

店舗 ジャパベン汐留店 TEL: 03-3289-1510